

第14回講演と対話のつどい

2013年4月21日：小野川交流センター

シンポジウム「憲法の危機に、どのように立ち向かうか」

基調報告 「安倍政権の成立と改憲の危機」

緒方章宏 氏 (研・学9条の会、荃崎9条の会)

パネリスト報告と全体討論 司会 福本貞義氏

長田満江氏(憲法9条の会つくば)、本間博幸氏、中村一氏(KEK九条の会)、  
小滝豊美氏(学研労協)、竹森信氏(産総研平和の会)、澤田紀一氏(研・学9条の会)



「第14回講演と対話のつどい」における出席者37名による全体討論 (小野川交流センター / 2013.04.21)

第14回講演と対話の集い「憲法の危機に、どのように立ち向かうか」の記録\*

2013年4月21日(13時30分~16時30分) 小野川交流センター 会議室で開催、司会は福本貞義さんが担当されました。

I 開会の挨拶

山本千秋 氏

全国に7,000ある9条の会と連帯して、私達の運動もひと皮むいて大きく発展させる時期にきていると思います。美しい国づくりをスローガンにして第1次の安倍内閣が登場したのは2006年9月でした。私達の研・学9条の会が発足して半年たらずというタイミングでありました。それから1年もたたないで政権をなげだしたというのはご承知の通りですがわずかの間に安倍内閣は何をしたのか。まず、現在の日本国憲法とセットで戦後教育のバイブルといわれている教育基本法を改悪しました。これは内閣を作って3カ月の間にやった。それから防衛庁を防衛省に昇格させるということを実現し、それから更に憲法改悪に道をつける国民投票法も通します。わずか1年の間にこのようなことを安倍内閣はやりました。こうしたテンポを考えますと、まもなく行われる参院

選での安倍内閣の動向は全く油断のならない状況にあります。

本日の集いはいつも行われています外部から講師を依頼して講演いただき質疑・討論する形式を少し変えました。私達の研・学9条の会の内部の賛同人のメンバーで各分野で活躍している人が基調報告とパネリストになって頂く、そして自分達のこれまでの活動を振り返りつつ、何よりも今日のテーマにあるように「憲法の危機にどのように立ち向かうのか」ということを考えていきたいと思えます。知は力なりという言葉がありますように学ぶことは極めて大切ですが、おこりつつある危機に対してどう動くのかが今問われていると思えます。基調報告、パネリストの報告、そして会場からの討論を通して答えを探り出すために皆さんの熱心な討論を心からお願いして開会の言葉と致します。

\* 集会の記録は当日の録音から、武田潔氏が文章化し可能な限り発言者に確認して世話人会でまとめました。



## II 基調報告

### 緒方章宏氏(研・学9条、荃崎9条の会)

#### 1. 安倍政権の憲法改正は「日本国憲法に基づく戦後体制からの脱却」である

憲法9条改悪にどう立ち向かうかがテーマでありますので、安倍政権の憲法改悪を阻止するために我々はどのように考えなければならないかと言うことを話したいと思います。昨年暮れの総選挙で第2次安倍内閣が発足しました。この安倍内閣の成立によって、改憲の危機が急速に増してきているのではないかと思います。彼は持論として「戦後レジームからの脱却」を第1次安倍内閣の時に言っておりました。私は安倍さんの言う戦後レジームからの脱却と言うのは、戦後日本を支えてきた日本国憲法に基づく憲法体制から脱却することだと考えています。このところ安倍さんに対する支持率は非常に高くなっており、それも意味で憲法改正の危機を高めていると思うのですが、ただ安倍さんの人気が高いのは円安と株価が上がっているという経済問題で支持率が上がっている。憲法問題は選挙が終わるまでは争点にしないということから、経済優先で憲法問題には余り触れませんでした。ところが、この夏参院選挙が予定されていますけれども、安倍さんは、最近になって参議院選挙では憲法改正を争点にすると言いつつ、自民党幹事長の石破さんも憲法改正を今度の参院選の争点にすることをはっきり言っています。今までになく、憲法改正の危機が迫ってきたと思います。と同時に昨年暮れの選挙でいわゆる護憲勢力が議席を失いました。社民党に至っては、議席数が足りないため憲法審査会からはずされました。憲法審査会には護憲政党としては共産党しかいない。それ以外の政党は全部改憲政党で占められている。そうした護憲政党が弱体化していることも憲法改正の危機に拍車をかけていると考えてよろしいのではないかと思います。もうひとつは維新の会の動きです。維新の会は、どうやら関西地区だけで人気があるようで、他の地方ではやや頭打ちになっていると言えますが、ただ維新の会の共同代表である石原慎太郎氏ははっきりと憲法を壊すという壊憲、すなわち日本国憲法を破棄すべきであると言っています。3月に維新の会が政党としての綱領を発表しましたが、綱領では「今の日本国憲法は日本を孤立と軽蔑の対象におとしめ、絶対平和という非現実的な共同幻想を押しつけた元凶である占領憲法」と位置付けて、「この憲法は廃棄して新たに国家、民族を真の自由に導き、国家を蘇生させる」としています。この後も、石原慎太郎氏は記者会見や国会での発言で「日本は軍事国家であるべきだ」とも言っている。こうした最近の動きは、ただ単に維新の会が怖いだけでなく、北朝鮮、中国尖閣諸島問題などに対する政府の対応を見ますと、へたをするとこうした考え方が一般国民の間に少しずつではあっても浸透していくようなそういう危険性があるのではないかと。中国に対して弱腰なのは今の憲法があるからなのだ、だから憲法を改めて日本も軍隊を持つべき



だ、そうすれば中国と互角に戦えると言う世論の高まりを危惧しています。次に憲法改正の環境づくりですが、防衛大綱の見直し、集団的自衛権の見直し、武器輸出三原則の緩和、この三つはいずれも憲法に直接関係していること、憲法の平和主義に直接かかわる事項です。これらについての最近の動きは、憲法を改正するための条件づくり、あるいは環境づくりをしているととらえることができます。

#### 2. 憲法は立憲主義思想に基づいて制定されている

自民党の憲法改正草案は大変雑なものです。何で改正するかということをも簡略にまとめた「憲法改正Q&A」(以下Q&Aとする)では、改正の目的について、「現行憲法は、占領下作られたため国民の自由な意思が反映されていない。自衛権の否定ともとれる9条の規定など問題が多い」から改正するとしています。これらを読みますと、草案のいくつかの問題点が浮かび上がってくる。世界3月号に掲載された憲法改正についての各論文も今回の自民党案の特徴について立憲主義を否定している、復古主義である、基本的人権について制約を加えようとしているなどを挙げています。これについては私も同感です。

自民党の憲法改正草案を見ていきますと、先ず立憲主義の否定、我々国民の基本的人権を守ることを国家に義務付けする思想を立憲主義といい、多くの国の憲法は立憲主義思想に基づき制定されています。ところが、自民党の憲法改正法案では、明らかに立憲主義を根本から否定しようとしています。たとえば現行憲法に規定されている憲法尊重擁護義務(99条)は私達国民ではなく、国会議員を始めとして政治を握る者に対して憲法を守りなさいと義務づけています。ところが、改正草案の第102条では「国民は憲法を守らなければならない」と国民の尊重擁護義務と規定しています。もうひとつは基本的人権の本質についての規定、現行憲法97条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定していますが、自民党憲法改正草案では全文削除してしまいました。かわりに「人権は公益、公共の秩序のもとでは制限できる」としています。自民党の憲法草案は立憲主義と言う近代以降、どの国の憲法も思想的に支えてきた立憲主義的思想を根本から否定しています。

### 3. 日本国憲法は世界のモデルになる憲法である

Q&Aに書いてあるのですが、現行憲法は国民の自由な意思でもって作ったものではない。だから国民の意思で、あらためて憲法を作りなおそうと言うのが自民党の基本的な考え方です。たしかに日本国憲法の原案は、当時の日本を占領していたGHQが日本におしつける形で作られています。その当時、日本が作った憲法草案は明治憲法とほとんど変りの無い憲法でした。それでは戦後の日本にはそぐわない。これ以上日本に対して憲法作りをやらせておくわけにはいかないと言うことで、連合軍がイニシアチブをとる形で憲法草案を作って、日本の国会で審議し、かなりの修正を加えた上で日本の憲法ができた。そうしますと、自民党が言うように今の日本国憲法は国民の自由な意思が全く入ってないかどうか、実際に国会の審議の中では、例えば連合軍の当初の案では、国会制度については一院制としていたのを、日本では一院制はそぐわないとして衆参両院の二院制を採用した。それから25条の生存権に関する事についても日本側の主張でもって変えられている。日本国民の意思が国会を通じてそこに生かされていると考えていいのではないかと。日本国民の自由な意思が日本国憲法において反映されていないと言うのは明らかに誤りであると言っています。

それからもうひとつ、日本国憲法は、長い間一度も改正されていない。だからそろそろ改正してもいいじゃないかと自民党は言っています。これは一般国民の中にもこうした考えを持っている人達があります。これについては、2,000年5月2日に開かれた参院の憲法審査会で参考人として呼ばれたゴードン・シロタ・ベアテさん(GHQ民生局職員として憲法草案作りに従事)は、発言のしめくくりの所で「この憲法が世界のモデルになる憲法である。だから改正されなかった。日本国憲法はいい憲法だから変える必要がなかった。日本はこの素晴らしい憲法をむしろ世界中に広げていかなければならない、教えなければならぬ。」と述べています。

憲法を変える理由に、他の国は憲法を頻繁に変えているではないかということも挙げています。確かにアメリカやドイツなど多くの国は何回か憲法改正を行っている。アメリカ合衆国憲法ではもとの憲法に修正を加えている。たしかに憲法を変えているが、ただ今回自民党が考えているような憲法の根本思想をくつがえすような憲法改正はこの国もやっていない。それぞれの国の憲法を支えている基本的な原理・原則については変更を加えない、ただ実際に適用する段階でいろいろ問題があるからそのところを修正する形で字句の修正を行うというような改正だけです。今回、もし自民党の憲法改正草案が通るとすれば、日本が初めて憲

法を支えている根本思想を変えてしまうような憲法作りをやったことになるだろう。

もうひとつ、昨年の暮れに実施された衆議院選挙の議員定数について、裁判所が2回にわたって違憲、違法判決を出しています。これまで最高裁判所を含めて、裁判所は、衆議院選挙の議員定数は違憲であると判断してきたわけですが、無効とまではいわなかった。無効にしてしまうと政治的な影響が大きいため無効にしない。しかし、定数の上では違憲であるとずっと裁判所は言ってきた。ところが国会はそれに対してなかなか動かなかった。それで今回は無効にしたのだらうと考えられます。そうなりますと昨年の衆議院選挙で選ばれた国会議員は違憲・無効な選挙で選ばれた国会議員であるということになります。そうした違憲・無効な選挙で選ばれた国会議員が、憲法改正を論じることも問題になります。

それからもうひとつ、憲法前文は翻訳調であり、品格に欠ける。日本の文化とか歴史などにふれていないではないか、だから憲法を変えるべきであると自民党は主張しているけれども、憲法を読んでいただくと、決して彼らが言うように、今の日本国憲法の前文を含めて各条文が品格に欠けているとはとうてい思われぬ。むしろ日本国憲法の前文と自民党の憲法改正草案の前文を並べて比較すると、品格に欠けるのは自民党の憲法改正草案の方である。なぜか、自民党の憲法草案前文は余りにも歴史とか、文化とか、公益とかを前面におし出し、これに国民は従えというような、いわば憲法にしばられているはずの国家を前面に押し出して国民と対峙するような文章になっている。これはどう考えてみても品格ということ言うならば欠けているといわなければならない。また、自民党の憲法改正草案の24条に家族についての条文が新たに付け加えられている(「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。家族のあり方というのは、本来憲法によってどうこうしなさいと規定するようなものではない。あくまでも倫理的、道徳的な問題で、子が親を敬うようなことを憲法で国民に対して義務づけるような性質のものではない。もし、これを強行すれば特に女性に対して家庭を守りなさいということで、例えば高齢者の介護の問題とか、あるいは障害を持っている人の介護に家族が責任を持つということになれば、国家の責任はどうなるのか、ということになる。これは戦前、日本にあった家制度、家族制度そういったものの復活を言いだしているのではないかとわざわざをえぬ。



#### 4. 紛争の解決には国防軍ではなく、優れた外交力を持つことである

自衛隊を国防軍にかえる必要があるのかどうか。2005年の自民党の憲法改正草案では自衛軍と言っていたものを今回の改正草案では格上げさせて国防軍としています。はたして本当に今の自衛隊を国防軍にする必要があるかと言うことです。その前に日本は優れた外交力を身につける、そういう政策が必要であって、いきなり自衛隊を軍隊にするというやり方は結果的には周辺諸国に対する警戒感、アジア地域における平和を乱すという結果になるのではないかと思います。特に軍隊ともなれば、軍隊はあくまでも戦争をする事が目的です。戦争というのは殺すことであり、殺される事です。軍隊というのは戦争を前提に成り立っている。軍隊というのは国民に対しても銃を向けると言う事です。ただ、心配なのは尖閣列島問題(竹島や北朝鮮問題も含めて)によって、日本には軍隊が必要なのだという世論が形勢されることに警戒感を持つ必要があると思います。

#### 5. 日本国憲法を学び、語りあい、生活に活かしましょう

その他、緊急事態がありますが、時間がきましたので、今後、憲法についてどのように立ち向かうのかということをお話します。私は、「人間の安全保障」ということ、すなわち「国家の安全保障から人間の安全保障へ」という問題について考えてきました。人間の安全保障というのは「人間一人、一人のおかれている情勢に合わせて、安全を考

えて行く。教育や福祉などの手段を通して一人、一人の安全を守っていく、それが結果として国全体の安全につながる」という考え方です。日本国憲法もこの考え方を採用していると考えています。

改憲の動きにどのように立ち向かうかについては皆さまの話聞いて考えて行こうと思いますが、ただ、次の点は指摘しておきたい。すなわち、このような学習会を活性化させることはいいことですが、単に今日はいい話を聞いて良かったと終わらせてはいけません。このような集會を通して一人、一人が憲法について、自分の生活にひきつけて考えることが必要です。もうひとつは、もう一度日本国憲法を読んでいただきたい。同時に自民党憲法改正草案も読んで、比較してもらいたい。そうしてどこにどういう問題があるか考えてもらいたい。先に述べたとおり、この7月に参院選があり、憲法改正問題が選挙の争点になります。9条の会をはじめとする護憲運動が今年には正念場を迎える事になります。とりあえず、安倍さんは96条の改正を優先させるとしています。憲法改正ですから最終的に国民投票にかけなければなりません。このままいったら96条改正を打ち出すでしょう。国民投票をどのように実施するのか、今の段階では分かりませんが、いくら国会で安倍さんが憲法を変えたいと思っても、国民がノーと言えば現行憲法のもとではできません。最終的に国民に憲法改正するかどうかの判断がゆだねられています。このことを、心に留めおいていただきたい。

### III パネリスト報告

#### 1) 憲法は、対話の力で! 長田満江氏

憲法9条の会つくばの代表5人の1人です。私は運動論だけでいいと思います。まさに正念場を迎えている。そのことは皆さんと共通した認識だと思いますが、その正念場をどうするかということですが、どれだけ多くの人に日本国憲法を広めることができるか、特に若い人達に憲法を理解してもらうことができるか、憲法が私達の生活、未来に密接につながっていることを理解してもらえるか、そういうことにつきると思います。そもそも私は若いころは運動の話をするのがごくごく当たり前で、毎日話をしていました。学校に行くよりは自治会室へ行くほうがずっと多かった。そういう世代ですけど、今の若い人たちは憲法そのものを高校時代一度も習ってないとか、あるいは憲法の話をするのを避けようとする。ださういとか、そんな話は聞きたくないとかそういう傾向のあ

る若い人達にどうやって日本国憲法を持つ意味を分かってもらえるか、それが課題である。若い世代の人達に対しては教えるという態度でなくて、若い人達の話じっくり聞くことが大切です。そのためには彼らが自分で考



えていることを話せる場を作る事が大事です。若い人たちが、何を考えているのかじっくり話をしに来てもらえばいい、その場を作ることが大切なのだと思います。ひとつは原発問題に取り組む若い人達が非常に多い。子供を持つお母さん達が、つくば、茨城県、よそでもそうですけれど活動していますが、その人達をお母さん革命と呼んでいる人がいるくらいなんです。国会前の広場にも今まで組織されていない若い人達がいっぱい活動に出



てくる状況があって、そういう人達にどう私達がアプローチするかということが私達のめざす方向だと思います。情報伝達の手段が多様化してツイッターやフェイスブックとか情報伝達が容易になってきている。全労働者の40%近くが非正規労働者であり女性の場合は50%を超えている。多くの問題を抱えているが、その問題を共有できない人達がいっぱいて、そういう人達とどうやって私達が話し合いをし、結びついていくかということもひとつの方向であると思うのです。先ほど緒方先生のはなしを聞いていろんな護憲勢力と結びついていくという話がありましたが、それ以上大事なことは今まで護憲勢力でない勢力とどうつながっていくかということが問われているのではないかと思います。そういう意味では、先ほど話にでたお母さんとか、非正規労働者との結びつきをどうするかも課題かなと思います。憲法9条の会つくばでは、若い人達も含めて、今まで運動に入ってきた人達にどうつながっていくかということについていくつかの企画を考えています。1つは、狭い地域に限って9条カフェを企画したいと考えています。昨日第1回の企画を梅園、吾妻、東地域でやりましたが、憲法の話し会に初めて参加した人もいましたし、余り憲法の話をしてこなかった人達もいました。少数ではありましたが、9条カフェに集まって初めて憲法に触れたことは本当に大事なことだと思います。地域に限った9条カフェという企画を月1回ぐらい地域を変えてやっていきたい。2つ目は、マンガでカフェという題材を使ってお茶を飲みながら話し合いをしましょうという企画です。3つ目は、月2回行っている署名活動ですけども、署名をお願いするだけでなく、9条とは何ぞやと対話が成り立っていて署名するところで9条の話し合いを若い人達とすることも大事なことだと考えている。人を集めるのにどうしたらいいかということをお話出来たらいいなと思います。

## 2) 雑誌「世界」の論文から・・ 本間博幸氏

岩波雑誌「世界」の3月号に安倍改憲政権を問うとして特集している論文が3つぐらいあった。その中から、早稲田大学、水島朝穂さんの論文を読んでみて私が共感した所を紹介しようかなと思います。タイトルは「壊憲にどう対抗するか」です。著者は早稲田大学の法学学術院教授で、「現代軍事法制の研究」などの著書があります。この論文の構成は7節からなっています。1節では、安倍政権の再登板ということで第一次政権の時にやったこと壊憲までの過程はどう予想されるかについて述べています。2節は、集団的自衛権の行使を容認できるかということでここでは内閣法制局のことについて分析している。3節は第三次「アベ内閣」というタイトル、おやと思ったのだが、現在のアベ内閣は日本の政治史の中では第三次「アベ内閣」となり、戦中の大政翼賛会総裁の阿部信行内閣との対比

で、安倍政権の置かれている状況を説明しています。4節は、アジア復帰



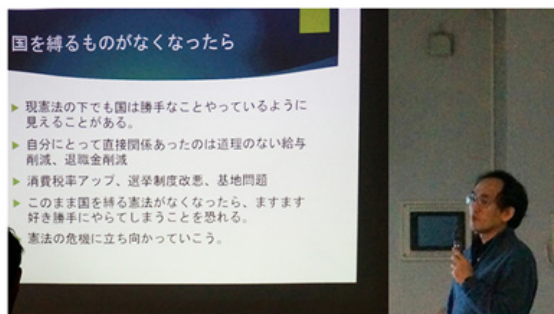
を果たせないままの日本ということで、歴史認識の問題について、5節は自民党の劣化と「壊憲」勢力の台頭、改が壊になった。6節は漸進的に後戻りできなくなる危機ということで過去に戦争をおこしてきた政権がどうゆうふうに関係をおこしてきたかにふれている。7節は「ゆるぎある改憲派」とも論議を、という提案です。安倍政権の再登板のところですけど一次政権が終わった時の毎日新聞の世論調査では、安倍政権の一年を「評価しない」と答えた人は74%、首相のやったことで評価できるとするのは憲法改正手続き(国民投票法)制定では7%しかなかった。憲法改正法案は余り評価されていないことが分かります。安倍政権が今後どう進んでいくかでは、集団的自衛権合憲の閣議決定、2番目は96条の憲法改正手続きをやり、3番目に本丸の9条改正をすると水島さんは言っています。集団的自衛権の行使と言いますと内閣法制局がハードルになる。自衛隊の合憲論の根幹にかかわる問題であるため、容易ではない。1995年の参院宗教法人に関する特別委員会での当時の法制局長官が、国会等で議論の積み重ねを経て確立され定着しているような解釈については政府がこれを基本的に変更することは困難であると答弁している。そうは言っても法制局は内閣の決定に従わざるを得ない部分もあるし、心配である。このため参院選の結果が非常に重要であると指摘しています。3節では第三次安倍内閣の特徴をアジアの国と歴史認識問題で対立を深めたとしても、集団自衛権行使等でアメリカと協力していけば安全保障上問題ないととらえているように見えると述べている。4節の日本とドイツとの戦争相手国に対する姿勢の比較があって、5節では、自民党と日本維新会が、安倍内閣がナショナリズムを前面に出す場合には非常に結びつきが強くなり大変であると指摘している。それは歴史認識に関して自民党の劣化が著しく、壊憲派の台頭がなかなか大きい事からくることです。6節では私は、国際連盟の脱退の天皇の詔書をはじめ見たのですが、脱退の時は武器の数を制約されて、おこって脱退したと思うのですが、その時の天皇の文章を読むと平和が2回も出てきて平和、平和と言いながら戦争に突入していったんだなと思いました。最後のゆるぎある改憲派とも論議をですが、改憲法案は発議から投票までの時間が短いので発議されてしまうと大変で、その前に立憲主義を前提としている改憲派の人とも良く、話をしましょうと言う提案です。最後にかつての戦争は軍部だけが推進したのではなく、メディアとか帝国市民も協力したのではないかということをお話者は想起させています。国民一人一人が戦争でない方向にもっていくように話し合いましょう。



### 3) 誰が憲法を守らなくてはいけないのか？

中村 一 氏

1988年4月に高エネ研に入りました。2004年4月に法人化されて公務員で無くなりました。今まで憲法を守れとは人に言われたことがありませんでしたが、入所する時には「私は国家公務員の奉仕者として公共の維持のために勤務し、日本国憲法を尊重し、並びに法令を守ります」、と宣誓書に書きました。その当時憲法を余り勉強してなかったので憲法は日本国民が守るべきものだと思っていました。その後、勉強して、宣誓書を出す根拠は憲法99条の憲法擁護義務にあることを知りました。「天皇、国務大臣、裁判官は憲法を尊重する」。こう考えると憲法を守らなくてはならないのは天皇、国務大臣、裁判官、公務員などの政府の側なのであって、国民が従う義務はないわけです。ところが、自民党憲法改正草案は憲法を守るのは誰かと言う事です。102条にすべての国民はこの憲法を尊重しなければならないとあります。2番目に国会議員、国務大臣、裁判官は守るべきと書いてある。天皇が守ることは書いてありません。現憲法は押し付け憲法だといろいろ言われているが、私は押し付けでも構わない。それは政府に対する押し付けで、国民に対する押し付けでない。石原達、現憲法改正したい勢力にとってはこの憲法は押し付けであるかもしれないが、国民に対しては押し付けられていない。そもそも憲法は政府を縛るものであれば押し付けて何が悪いのでしょうか。憲法はこうした国を縛るものなのに現憲法でも政府は非常に勝手なことをやっています。国家公務員の給与・退職金の削減、それに続いて地方公務員の退職金削減の要請。退職金は本当に退職する直前の今年1月1日になって行われました。国はどんどんこうしたことをやっている。国家公務員の給与削減は憲法違反だと訴えた裁判が行われていますが、こういった国を縛る憲法がなくなったらますます国は好きなことをやってしまう。自民党の憲法草案に対して立ち向かっていきましょう。



### 4) 職場と学校にもつと憲法を 小滝豊美氏



私は職場にもつと憲法をと  
いうことで感じたことを話した  
いと思います。先ず、職場の問題  
としては日本の労働者は無  
権利の状態に置かれている。  
私達の給料は下げられました。  
農林の上部団体・全農林が  
入っている国公連合が国が国

家公務員の給料を下げますと言った時に「はい」と言ってしまった。そこに問題がありました。公務員は労働基本権が制限されています。争議権が奪われ、締結権がありません。代償措置として人事院制度があります。協約締結権をこれから返すのに先立ち給与引き下げの合意して欲しいと言われた。労働基本権を一部返すということにだまされてしまった。それほど基本権返すということが大きいと思った。給与引き下げの影響は大学にも波及した。国立大学に波及したものが今、私立大学に波及している。マスコミ等でもいろいろ言われていますが「普通に働いても生活できない賃金しかもらえない労働者がいっぱいいる。」官製ワーキングプアと言うことで、公務員でひどい状態におかれている人がまだいっぱいいます。ハローワークで今年の春に2,000人の首切りがあった。これはリーマンショックの時、雇用対策として臨時で雇われた人が3年経って追い出されているという背景があるけれども、役所が率先してワーキングプアを作っている。地方自治体では非正規雇用の割合が平均で33%くらいである。時給800円台の賃金で働いている。公務員で非常に問題であるのは労働契約法で守られていない。役所で採用するのは任用で、雇用ではないので労働契約法の枠外と言うことになっている。働き方に大きな問題があります。いわゆるブラック企業とかでもこういう問題があつて低賃金で働かされている。「追い出し部屋」に入れて、自分からやめるよう仕向ける企業もある。憲法の基本的な人権も労働権も職場の中になようなものです。働かせるほうも守ってないですが、働かされている方も労働者の権利などを良く知らないのが無権利な状態に置かれている。どうして知らないのかと言うと教育の問題に行き着くのです。憲法では義務教育は無償と書いています。教育基本法の中では授業料はこれを徴収しないと書いてありまして、実際は学校ではいっぱい払わなければならない。払わなければ小学校も中学校も通えない。そういう不思議な現象があります。政府が教育にお金を使ってないことが3年間連続最下位、OECD加盟諸国の31カ国の中で教育に関する公的支出が最下位というひどい状況に



ある。学力低下が問題になっていてそれに対応するために全国学力調査とか道徳の強化とか言われるが、そういうことで学力低下がふせげるかよくわからない。政治家の学力が低下していることは間違いないと思います。子供たちの学力低下していることは分からないですね。それを解消するために全国学力調査とか道徳教科をやっても実際には有効ではないと思います。学力低下といっても少しポイントがさがっただけですが、お金使っていないのに結構上のレベルにあるわけで、学校の先生たち非常に優秀だと我々も評価すべきですね。教育基本法が変えられてしまいました。この改正された基本法に基づいて教科書検定をもっと強化すべきだと言っています。学校の中では君が代、日の丸の強制が平気に行われています。高校の無償化が始まっていますが、朝鮮学校に対しては無償ではありません。本来子供たちに憲法をちゃんと教えなければならぬのに憲法すら守られていない。旧教育基本法の前文にいい文章が書いてあります。こういういい教育基本法を持っていたのに子供たちに憲法をきちんと教えてこなかったことに大きな問題があったと思います。素晴らしい憲法を手に入れたのですが、社会情勢からアメリカにとっていい憲法でなくなりました。憲法をちゃんと学校で教えるべきだとそういう方向に政府が向かわずに、反対を向いて、憲法をないがしろにするようなことが行われてきた。それに対して先生たちも十分に戦えなかったのだらうと思います。いずれにしろ子どもたちが憲法を知らないまま大人になり、労働者になって、今ひどい状態で働いている状況にあります。ですから学校で、職場で憲法をもっと知って、それを生かして活動する必要がある。職場と学校で憲法をもっと活用しましょうということで私の話を終わります。

#### 5) 日本国憲法全体を変えないとすることが

適当か？

竹森 信氏

日本国憲法を変えることも国民の権利の内に入るけれども、この権利を行使するうえでは、国民が主権者であることの責任を果たすことが求められる。憲法は基本的には政府や強い力を持っている人を縛るもので、国民一人一人に義務を課するものとは言えないのが普通である。しかし、日本国憲法には国民の義務もいくつか書いてある。その中で主権者としての責任ということが特に重要だと考える。

憲法を変えようとする、主権者としての責任が強く求められるが、その責任を果たすための基本的な自由・

人権が実態として守られていないといけないと思うし、憲法には明記されていないが知る権利が非常に重要と考えている。これが守られていない状態で、憲法を変えるという権利を行使することは非常にまずいし、当分の間必要ではないのではないかと。



わたしは知る権利が重要と考えている。理由の一つは、昨年の総選挙で一票の価値の違いが大きくて無効の判決が出ているが、一票の格差以外にも国民が判断のための情報を知りたくても知ることのできない状況下で行われた選挙ということでも違憲で無効だったと考えている。もう一つの理由は戦争・原発事故など大きな事件や事故が未然に防げなかったのは、情報が十分に公開されていなかったことにあると考えている。お上はこれが必要だと言っているが、それを判断する材料が与えられないのは問題だ。できれば知る権利は憲法に明記または判決積み重ねがあると良いと思う。

憲法を読んでいてすっきりしない所があって、現実から離れている印象をもたれて一般の人と話そうとしてもソッポを向かれそうなので、そういう所は変えた方がよいと思う。いまの憲法には「公共の福祉に反しない限り」など拡大解釈されかねない表現がある。このような表現は削除した方が良いのではないかと。「国民は個人として尊重される」についても、かつて強制的に日本に連れてこられて日本国籍を持っていない人などの権利を明記する必要があるのではないかと。憲法を変えるときに、悪い方向変えるときにはプレーキがかかって、良い方向への変更は緩くなるような方法は無いだろうか。たとえば国民の1/4 くらいの署名が集まったときは、もう一度投票を行って決めるということがあるかもしれない。

#### 6) 研・学9条の会7年の歩みと今後の課題

澤田紀一氏

研・学9条の会の澤田です。憲法が今大変な時期に来ていることは皆さん同じです。困った時は初心に帰れと言うならに従いまして研・学9条の会の発足したころの皆さんのいろいろな意見を拾って整理しました。9条の会のアピールの中で強調されたことは、日本国憲法9条を守ると言う一点で手をつなぎ、改憲の企てを阻むこと、2番目にご挨拶に述べているのですが、アピールの賛同者を圧倒的多数に広げることが大切です。それからホームペー



ジを開くと全国の9条の会のニュースで過半数を視野にして立場の違いを越えた全国的な運動の広がり、過半数です、国民投票になった時に勝てるだけの力を準備しておくことが大事である。そのことを特に強調しておきたい。これまで講演と対話の集いを14回にわたって行ってきました。二つ目には、抗議文、声明、見解を市民の皆さんへアピールしてきました。講演と対話の集いでは平和問題はもちろん、地球の温暖化、食糧、農業問題、宇宙開発との関わり、教育問題、原発とエネルギー問題等、私達の生活を取り巻くすべてが憲法に守られていることを勉強しましたし、憲法を守らなければならないのは為政者であるということも知りました。今後の課題については3つの点を課題としてやっていく必要があると考えます。1つは、賛同者 署名を飛躍的に拡大する、2つ目は引き



続き講演と対話の集いを行うことです。賛同者署名は発足から第2回の講演と対話の集いまでの間に労働組合の協力もあって680人と非常に順調に増えてきましたが、それから7年経った13回の集いまで826人になりましたが、140人ちょっと増えただけです。研究所、大学の職員、学生の過半数にはほど遠い状態です。3つ目は、過半数を視野に、立場の違いを越えた運動を目指す運動では、運動の中心に若い人や現役の職員、学生が圧倒的に少ない現状です。高エネルギー研究所の九条の会の皆さんとか、産総研の平和の会の皆さんとか、全農林の人とかが加わっていますが、ほとんどがOBだけで、特に世話人会は平均年齢が私は若手に入るくらいです。研究所、大学の皆さんとゆっくり話合いながら賛同署名の過半数を頭に入れて運動を強めていく必要があると思います。日本国憲法9条を守ると言う一点で手をつなぎ、立場のちがいを越えて、全職場、広範な地域に広がりを目指して、特に将来ある現役職員の奮起を希望して私の話を終わります。

#### IV 全体討論 司会 福本貞義 氏

① 今回のように憲法を変えろということを考えると必ず、人権侵害の条項が狙われる。私はものすごく厳しいことだけれどもこのことでいろんな人と対話する機会を増やさなければならないと思う。もうひとつの思いはゆるぎある改憲派、若い人達にわれわれの思いを伝えられるかということです。我々がこれから起こる憲法をめぐる状況の中で我々のたたかう姿を見せる事以外ないのかと思っている。自分達の子供に見せてつないでいくしかないのかな。

② ゆるぎある護憲派の人の話で韓国の竹島、中国との尖閣諸島、北朝鮮の核問題とか、ロシアは齒舞、色丹問題があります。外交問題ですが緒方さん如何ですか。緒方:北朝鮮が米軍基地のある三沢や横須賀など具体的に都市名をあげて、そこをミサイルで攻撃するという言い方をしました。それに対して日本の自衛隊がそれに抵抗する。これ結果的に戦争ですね。3月ごろ多くの週刊誌が、尖閣諸島の問題で今にも中国と日本は戦う、戦って勝つか、負けるかという記事を掲載しました。戦争をあおるような記事が目立ちましたが、もしそうなったら、名目上は軍隊ではないけれども、自衛隊がいったら戦争になります。昔から領土で争うと戦争になることが多いですね。だからこそ日本は憲法によって軍隊を持たないとしたのです。日本は中国、韓国、北朝鮮を含めてアジア各国に、戦前いろんなことをや

ってきている。それに対して、日本は 戦後一度も正式に謝罪していない。あいまいな形で収束したということです。相手側にしてはそう簡単に許せるものではない。そこで試されるのが日本の外交力です。外交で問題を解決していくような方向を考える事です。向こうが 攻めてくるからということで対応すれば戦争になります。戦争だけは絶対に避けなければなりません。たとえどんな紛争でも戦争にははいけません。戦争になれば殺すことになり、殺されることになります。

③ 憲法は権力の手を縛るものである。国民を縛るものではない。それが立憲主義と言われるものである。憲法はそもそも国民を縛るものではないという認識を持つようになったのは余り昔ではない。憲法問題が起こってきたくらいのもので、教育の問題もさきほど出てきましたけれども学校でそういう感どころは習ってなかったのかなとつくづく反省させられます。立憲主義という言葉の定義は今日の話の中で出てきた理解で日本国民は共有していいと考えていいのか。悪く言うと護憲派の手前味噌的解釈をしているのではないかと、そうではなく学会も専門分野の人は基本的にも立憲主義というのは国民を縛るものではなく、権力から国民を守るものであると理解していいのかお伺いしたいと思います。

緒方:近代の憲法を支えている考え方は立憲主義です。これはたまたま朝日新聞の天声人語に掲載されていたのですが、橋下氏(維新の会)はこういうことを言っています。



「憲法というものは権力の乱用を防ぐもの、国家権力を縛るもの、国民の権利を権力からまもるものだ」。彼は弁護士ですからこういう立憲主義的な考え方は一応持っているようです(ただし、弁護士にとって最も大切な人権意識はゼロ)。

立憲主義の考え方は、例えばフランス人権宣言、第1条、「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、かつ生存する。社会的差別は共同の利益に基づくものでなければ設けられない」。第2条、「すべての政治的結合の目的は人の、時効によって消滅することのない自然的な諸権利の保全である。これらの諸権利とは自由、所有、安全及び圧制への抵抗である」。第16条、「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は憲法をもつものではない」と規定しています。これは明らかに立憲主義に基づいてフランス人権宣言が作られたし、その後フランス憲法が作られた。イギリス(但しイギリスには憲法典は存在しない。権利章典など憲法に関連する法律で対応)でもそうですし、アメリカの独立宣言、日本国憲法、いずれもこうした考え方に基づいて作られました。アメリカの独立宣言は、1776年にイギリスから独立した時に出されたものですが、この中で、「我々は自明の真理としてすべての人は平等に作られ創造主によって一定の奪い難い天賦の権利を賦与され、その中に生存、自由、幸福の追求を含まれる侵すべからざる権利を与えられている。これらの権利を確実なものにするために人は政府という機関を持つ。その正当な権力は被統治者の同意に基づいている。いかなる形態であれ、政府がこれらの目的にとって、破壊的となるときにはそれを改め、または廃止し、新たな政府を設立し、人民にとって安全と幸福をもたらすものに最もふさわしいと思える仕方その政府の基礎を据え、その権力を組織することは人民の権利である」と述べています。アメリカ合衆国の憲法はこれに基づいて作られている。ところが自民党の憲法改正草案は、Q&Aを読みますと、天賦人権主義は今回はしめすと述べています。どの国も憲法が保障している人権保障のよって立つ天賦人権的な考え方が自民党の憲法改正草案は全て廃止することで立憲主義に反する憲法を作ろうとしている。表面的には今の日本国憲法にある基本的人権の保障、平和主義や国民民主主義の原則を守りますと言っておきながら、基本原理である人権を支えている天賦人権主義的な考え方は廃棄すべきだというのは、明らかに矛盾する。立憲主義に反する憲法を作ろうとしている。一体そういう憲法はありうるのかということです。

④ 私は85歳6月になる。16歳の時に陸軍少年兵に志願して、17歳のときに戦争は終わった。戦争体験者なのです。血を流して生き死にを体験した人が戦争体験者だと思っていました。僕と一緒に入った800人は1人も死んだ者はい

なかったが外地に行かなかったからです。半年早く入った人は約300人が潜水艦の襲撃で台湾に行かない前に死にました。横浜で育った者ですが、昭和19年5月29日に B29爆撃機 500機、P51戦闘機 100機の来襲で大都市がまる焼けになった。焼け跡で、壕を掘って焼けぼっくりの木で柱を立て、焼けトタンで屋根を作って住むところを作ったが、着る物、食う物はなかった。雨が降れば雨がもる状況でした。天災は忘れたところにやってくると言いますが、戦争のことを良く知っている人間がいる間はこういう政治状況は出ないのですね。戦争を経験して戦争を指導する立場でいた人間が大勢いるから、とうぜんそういう連中は簡単に戦争やりたくないという気持ちを表さないのだけれども、戦争経験した人間が大勢いる時にはそういうことを一切言えないんですね。それが最近になって言えるということは戦争を全く知らない人が増えていると言うことです。私が17歳、18歳の時には本当に何も無かった。食べ物も全くなって、18歳というのは味覚の最も発達する時機に食う物がなかった。今でもうまい物と言うと食べる時しか分からない。貧乏な食生活を平気で過ごせるおかげで長生きしていただける。皆さんの議論を聞いていても論議なんですね、現実の問題ではないんです。

⑤ フランス、アメリカ、日本など立憲主義の憲法を持っている。まだ憲法を持っていない国もあると聞いているが、世界の中で憲法はどのようになっているのでしょうか。

緒方:外国の憲法では日本と同じようなこういう憲法ばかりでなく、軍隊を持っている国、そういう憲法を持っている国もあります。例えば、コロンビア、ボリビアそれからコスタリカ、こういう国では日本の9条と同じような条項を持つ憲法を持っている。それは国情によって違いがありまして、いろいろな憲法がありますが、ただ、一つ付け加えるとすれば、日本国内では評判が余り良くないが、国際的に評価が非常に高い。特に9条の永久平和の原則は外国では非常に高い。例えば、1999年、オランダのハーグで開かれた「ハーグ平和アピール市民社会会議」は「公正な世界秩序のための10の基本原則」を発表、その第1原則に、各国議会は日本国憲法9条のような決議を採択すべきだと述べています。日本の憲法は世界の憲法の模範になる憲法である。

基本的人権は、1919年にドイツが第一次世界大戦に負けてワイマール憲法ができたが、ワイマール憲法の考え方は、1915年に作られたソ連の憲法をまねた形で作られたと言われている。ですから、人権はどここの国も同じように守るという原則を憲法は少なくとも取っている。



⑥ ひとつは長田さんのお話の中で9条カフェの話で、つくばに住んでいて毎週日曜日の朝ですか、図書館の反対側の広場で、なんでもいいから持ってきていいような集まりがある。私は卵を買いに行くんです。そうするととても若い人達が、家族が散歩がてら来て、買い物をしています。こういう場所も署名活動にいいのではと思います。それから若い方に話出来る場所としていいのではないかと思います。もう一つ、緒方さんの話したベアテ・シロタさんのことですが、彼女の父親は当時東京音楽学校でピアノの教授をしていました。実はシロタ家の20世紀という映画があります。最後の所に緒方さんの話した9条の文章がカナリア諸島の石碑に刻みこまれている場面が映画の最後に出てきます。なぜこんなことを言うかと私はこの映画に関係していましたので、貸し出しができるかと聞きましたら、一回5万円だと言います。私はこの映画に関係してましたと言うとご相談に応じますと言ってくれました。9条の会つくばと研・学9条の会の皆さんでご相談なさって、そういう集まりをやられたらどうですか。5万円より安くなると思います。この映画であればこの人数よりは集まると思います。

⑦ 私は憲法の話職場の皆さんと話をすることが大切だと思っているのですが、小滝さんが学研労協の雇用問題で、役所で採用するのは任用で、雇用ではないので労働契約法の枠外と言うことになっている、と話されました。憲法にも国民の勤労の権利が書いてありますが、どのように職場の皆さんと話をしているのですか。

小滝:正直なところ、憲法問題とからめて職場の人と話をすることはそんなにないです。憲法に労働基本権があると書いてあるのですが、公務員の場合は、それが制限されているという重大な問題があります。かつては労働組合はそこを重視して戦うという意思を持っていた。しかし、2年前給与削減に合意したときには、制限されている一部(協約締結権)を返してくれると民主党政権が言ったものですから籠絡されてしまった。それほど基本権を返してほしいと思っているわけです。本来自分達の持っていた権利はもつときびしく要求しなければならないと思います。

⑧ 憲法に出てくるつぶす方の壊の壊憲の石原慎太郎という人は、私より年下なんです。軍国主義真っ盛りの時に教育を受けた世代ですが、旧制高校に入りました時に軍隊はどういうものだったかと言う話し合いをしたことがあるんです。それは私のように中学から行った人とそれから陸軍士官学校や海軍兵学校などの軍エリート学校から入ってきたのと、それから更に徴兵検査で2等兵からの軍隊というものはどういうものか知っている人と話し合った事がありまして、我々経験のない者はお話を

聞いているわけなんですけれど、その時に陸軍、海軍のエリートから入ってきた人は軍隊というところは非常に良かったと言う、2等兵から来られた人はあんな所はとんでもないと言う意見が真つぶたつに分かれてしまっていて、そう言う話は1回で終わりました。そういう軍隊は良かったという人が結構黙ってても居るんじゃないか。石原慎太郎なんていう人はそういう事をかなり露骨に言う人だと思っていますが、今私が、非常に気になるのは新しい憲法のもとで新しい教育を受けた人がどうしてそういうものに魅力を感じるのか非常に不思議なんです。学校で憲法とかきちんと教えるんでしょうか。

緒方:今の小、中、高でも憲法を教えているはずなんです。社会科の公民で教えているはず。担当の先生の考え方によりますので、深く教えている人とそうでもない先生と両方いる。小、中、高は指導要領がありますのでその指導要領に従って授業を展開させなければなりません。指導要領を見ても憲法についての説明はあります。全く今の子供達に教えられていないというわけではないだろう。関心を持って、考えてくれているかどうか子供達の問題であって、学校教育の中では憲法教育をやっています。例えば、娘は高校時代に憲法の話社会科の授業でやっていた。私が専門にやっていたので娘から質問を受けた。社会科の授業はとても良い成績を取っていた。これは私の影響だと思っています。学校で教えられていますが、子供たちが憲法に感心を持つかどうかは全く別問題です。なぜ私達が憲法があるのか、憲法があることによってどう私達が守られているのか、そういう事を深く考えさせるような教育を展開させれば興味を持ってくれるのか、指導要領がありますからそういう指導ができるか別の問題ですが、少しでも子供達に興味を持たせるような教育をやっていけば関心を持つと思う。

もう一つ、憲法改正はどうして2/3なのでしょうか?

緒方:法律は比較的簡単に改正できる。憲法はなぜきびしくしているか。憲法はその国に一つしかない最高規範である。法律の中では三角形のてっぺんに憲法があってその憲法を受けて法律がある。法律を受けて、規則や命令なんか来る。憲法はその国の骨格に当たるもので、これが一番基本となる法律である。国の基本はそう簡単に、特に今回の様な政治を握るものもの考えによってころころ変える性質のものではない。これは硬性憲法といっていますが、憲法というのは骨格となる基本法だからそう簡単に為政者の意思で改正することがあってはならない。結果的にそれを許せば国民の基本的な人権が脅かされることになるから厳しくされている。



緒方さんはじめ、6人のパネリストの皆さん、準備から今日の報告までご苦労をかけました。今日の出席者は37人でした。先ほどの発言にもありましたが、もっとたくさんの人が集まっていたいただければとありましたが、私達は、賛同人に呼び掛けを行ってききましたが、今日、雨が降ったということもありまして、集まれない条件も重なりましたが、多くの皆さんに普及していくことに苦労しています。特に若い人、職場の人に今、憲法の危機はこういう問題ですと分かり易く、話すことが大切なんです、なかなかそういう雰囲気に至っていません。参院選に向けて過半数を目標に、9条の会の賛同者を広げていかなければならないと思います。討論でもありましたが、自民党の憲法改正草案には自衛隊を国防軍にするとありますが、今、ASEAN、東南アジア諸国連合はあそいを戦争にしないで外交で解決しようと思われ変わってきています。インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムなど東南アジア、10カ国が加盟しています。かつては、SEATO、東南アジア条約機構という軍事同盟がありましたが、今は解散してありません。またアメリカ大陸の方も、ラテンアメリカ・カリブ諸島共同体が出来ています。アメリカ合衆国とカナダを除いた安全保障で、経済的な友好関係を結んでいます。こうして世界を見ると問題を解決するには外交が変わっています。安倍政権が進めている日米軍事同盟のような軍事同盟は消滅する方向に世界は動いています。今日の記録は世話人会がだしますが、それぞれの組織が今日の講演、報告と討論を生かして運動を広げてくださることを期待いたします。

## VI ～アンケート結果～

### 1. 今日の「講演と対話の集い」は如何でしたか、ご感想をお聞かせ下さい。

- ① パネラーが多すぎて集いの焦点が拡散したきらいがある。講師は緒方氏 1名か、長田氏を加えた 2名くらいに絞って、中味を濃くした方が良かったように思う。
- ② 多様なお話しで新しい考えを持つことができました。
- ③ まじめな発表者たちでの集まりで好感をもてた。具体的な活動の話ではなく観念的になりがちところがやや問題か。
- ④ 憲法の基本的事実、現状の事を知ることができてよかった。
- ⑤ 久しぶりに「集い」に参加しました。憲法の条文を再読する必要があると感じました。
- ⑥ 現状を再認識するという意味で大変参考になりました。
- ⑦ 戦争体験者の声は貴重だと思った。

⑧ 長田氏の話:話の場をつくる。“九条カフェ”のように直接関心を持たれなかった方々と話し合える場をつくる一に共感、ひるがえって、研究機関9条の会の賛同者を募る努力が足りないことを、改めて、教えられる。このことは澤田氏も強調された。例えば JAXA の方々の参加、学生の参加を得ることが急務。

### 2. 憲法9条についてのお考えがあればお聞かせ下さい。

- ① 「国際紛争を解決する手段としては」という規程を削除した方がすっきりするが、そんなことを言ったら壊憲勢力に足をすくわれる。現時点では一字一句、厳密に守るべき。
- ② 個人の生けるポリシーとしての憲法9条の精神武力もたず(武力行使せず)としてではなく、あくまで客体化された概念として憲法9条を考える訓練をとくにこなった私としては明らかに、国家指導層や人の上に立つ者が別のポリシーとしての精神をもつべきだとして憲法改正を訴えようとする動きはわからないではない。
- ③ 憲法9条を守るべきと思いますが、北朝鮮、中国など領海侵犯などの情勢の中で、マスコミの世論誘導が脅威です。
- ⑤ 戦争と戦後の経過を比較的好く知るものとして、現行憲法は守るべきであると考えます。

### 3. 今後、話を聞いてみたいテーマ、または、希望する講師がおりましたらご記入して下さい。

- ① 早稲田大学教授 水島朝穂氏(講演料が高額なら断念)
- ② 東海村村長に廃炉についての話は如何ですか。
- ③ 池上彰氏:軍事問題、外交問題。とくに国家指導層たる者は(私がではないが)軍事に関して知や見識がなければならぬと考えます。
- ④ 各政党の憲法に対する態度、意見、立場について。
- ⑤ 憲法の基本的人権条項について、私たちの生活と関連づけて説明を受けたい。
- ⑥ 今回の集いが“新しい試み”で、いろいろな考えが述べられなかなか興味ある会合であった。折角パネラーがひな壇に並べられたので、今後同様な会ではパネラーの方々の話をもっと聞けるように計らってほしい。

### 4. 憲法9条を変えさせないために、どうしたらよいと思いますか?

- ① 妙案はない。やはり署名を地道に続けることだろうか。
- ② やはり一人一人の宣伝でしょう。
- ③ 池上彰氏に憲法9条は超先進的でよいものだから変えるべきではないと宣伝してもらおう。
- ④ 潜在的賛同者は多いと思うので、署名活動に協力してくれる人は多いと思う。よって署名活動は有効であると思う。
- ⑤ 国民投票で否決できるよう9条を変えることに反対する署名を有権者の過半数の規模で集めることを全国の各地、各分野の9条の会の共通の取り組みとしてすすめる。
- ⑥ 知人や、周辺の人々とそれなりに対話をしつつ「平和」の重要性を訴えていくことでしょう。マスコミは常に権力の側



に立つものです。

- ⑦ 日常的に、気軽に政治的な問題を話せるような生活環境をつくらなくてはいけない。
- ⑧ "反動"の動き、情勢の展開が急激。これに対して研究機関9条の会が"意識"して行動を強化する必要がある？

## 5. 筑波の研究所・大学9条の会へのご要望、ご意見など がありましたら、ご記入下さい。

- ① 費用がかかりますが、「九条を守る」とのチラシを全戸に配布することができるよ。賛同者が隣近所の家配布すればよい。
- ② 今後も「講演と対話の集い」を開いてほしい。

### 「統報」KEK九条の会による「米国未臨界核実験実施」抗議

KEK九条の会では、昨年、2012年12月6日に実施された米国未臨界核実験に対して抗議文を駐日米大使に送付しましたが(ニュースNo.33)、2013年3月11日、駐日米大使館行政参事官 ロバート S. ルーク氏より返書が届きました。以下に、返書についてのコメントを掲載します。

駐日米大使館行政参事官ロバート S. ルーク氏から  
の返書について 2013年4月12日 高松邦夫

私達は、「未臨界核実験が国際的に核兵器開発競争を激化させ、如何なる理由を付するとしても、核兵器による大量殺戮と大量破壊の危険性を一層助長させるものであることを否定することが出来ません。核兵器廃絶の願いに全く逆らうものです。」と述べ抗議の意を伝えました。この抗議に対して、ルーク氏は返書で、「米国核兵器貯蔵の安全、保安及び効力を維持する努力の一環として、地下核爆発実験を行うことなく、米国核安全保障局が、実験を主導して来た」ことを述べ、オバマ大統領がブラハ演説で述べたことを下支えて実験を行なったもので、オバマ大統領の意思に反していない旨述べています。

米大使館参事官から返書が届いたことを多とします。しかし、返書は、我々の抗議に正面から応えたものではなく、問題を扱う角度をずらして交差させ、問題の本質を外しています。以下に返書の問題点を明らかにして、今後の運動の糧にしたいと考えます。

先ず、未臨界核実験と地下核爆発実験との間に如何程の差異があるのか、詳細を知り・語ることは、勿論、能はないことです。しかし未臨界核実験が地下核爆発実験の代替えの役割を果たしている事が実態であると捉えることができます。即ち、手持ち核兵器維

持を名目にして、性能向上のための開発研究が並行して行われている訳です。地下核爆発実験禁止を含む包括的核実験禁止条約(CTBT)が単に放射能汚染の危険を恐れて締結されたのではなく、それが核開発競争激化の無限の連鎖に世界を引きずり込み、世界を破滅に至らすことを悟り、恐れた結果からに他ありません。そもそも、安全と保安及び効力の維持を名目に実験が必要であるというのはどのようなことであるか、正体が全く不明です。効力の維持とは核大国が他に対する優位性を確保する方途でしかなく、これは、オバマ大統領が言う核の無い世界を望む希望に真っ向から反する途です。オバマ大統領が、二十世紀に於いて自由のために闘い、二十一世紀には恐怖の無い世界に住む権利のために共に歩まねばならず、核兵器を使用した唯一の国としての責任と、そして、核保有大国の責任を自覚しつつ、核の無い世界実現に向かって努力する道義的責任があると述べた言葉、"Just as we stood for freedom in the 20th century, we must stand together for the right of people everywhere to live free from fear in 21st century. And as nuclear power – as a nuclear power, as the only nuclear power to have used a nuclear weapon, the United States has a moral responsibility to act." に私達は共感して、拍手を惜しみませんでした。未臨界核実験実施の途はこれの正反対の途に立つものです。

### 関連団体の活動

☆ 2013.6.29 (土) 13:30~16:30 筑波学院大学大教室 / 参加費 500円 (高校生以下無料)

小森陽一講演会 「これからの日本を考える--憲法ってなに? もし憲法が変わったら?!」

講演: 13:35 ~ / 9条カフェ: 15:30 ~

### 事務局だより

◎ ニュースの原稿を募集しています。  
1000~1500字程度をお願いします。

◎ 「会」へのお問い合わせは  
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884  
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

これまでの賛同者数 828名

2013年5月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。  
<http://peace.arrow.jp/tsc/>  
にアクセスして下さい。